平成２３年（フ）第３９７号
秋田市豊岩豊巻字内縄尻49番地
債務者　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０３号
秋田市港北松野町11番12号　ビレッジ港北Ｂ―101
債務者　小田　牧子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０４号
秋田市土崎港相染町字中谷地９番地20　プリマヴェーラ101号
債務者　工藤　和弘
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
秋田県由利本荘市川口字八幡前134番地７
債務者　斎藤百合子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２２２号
福島市御山町２番９号
債務者　駒田　利彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
福島県相馬市小泉字高池732番地の31
債務者　寺島　　敏
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第６５号
福島県白河市士多町東14番地１　三浦アパート102号室
債務者　國井　政幸
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県日立市本宮町１丁目１番７号
債務者　大泉　桂奈
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１２５号
茨城県高萩市高浜町２丁目２番地　第２高浜12―301号
債務者　宇野　　一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１２７号
茨城県日立市大みか町２丁目13番21―105号
債務者　弓田　　修
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０３号
茨城県神栖市知手98番地
債務者　河村　洋実
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県神栖市深芝2700番地32
債務者　梶丸寿美子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１１６号
群馬県桐生市新里町新川3521番地10　アメニティハイツ天神Ｄ棟
債務者　星野　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２７６号
千葉県市原市八幡1479番地11　シェロ八幡203
債務者　青木　　忍
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８５号
千葉県市原市旭五所１番地３
債務者　高橋　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１３号
千葉県市原市皆吉960番地８
債務者　海老原優子（旧姓青木・市井・桐谷）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１９号
千葉市緑区あすみが丘９丁目54番地19
債務者　岡　　俊秀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６１号
千葉県船橋市高野台１丁目８番14号
債務者　山崎　理香
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係